

別表第1(第2条関係)

地域の区分		建築物
(1) 住居系地域	第一種低層住居専用地域	軒の高さが7メートルを超える建築物又は、地階を除く階数が3以上の建築物(一戸建ての専用住宅を除く。) 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途で地階を除く階数が3以上であり、かつ、住戸又は住室の数が10以上の建築物
	第二種低層住居専用地域	
	第一種中高層住居専用地域	高さが10メートルを超える建築物(一戸建ての専用住宅を除く。) 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途で地階を除く階数が3以上であり、かつ、住戸又は住室の数が10以上の建築物
	第二種中高層住居専用地域	
	第一種住居地域	
	第二種住居地域	
	準住居地域	
(2) 商工系地域	近隣商業地域	高さが15メートルを超える建築物 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途で地階を除く階数が3以上であり、かつ、住戸又は住室の数が10以上の建築物
	商業地域	
	準工業地域	
	工業地域	
(3) 地その他の	用途地域の指定のない区域	高さが15メートルを超える建築物又は、地階を除く階数が3以上の建築物(一戸建ての専用住宅を除く。) 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途で地階を除く階数が3以上であり、かつ、住戸又は住室の数が10以上の建築物

備考

- 1、地域の区分は、建築物の敷地の属する地域及び区域とし、敷地の位置が複数の地域にわたるときは、当該敷地面積が最も多く属する地域に区分する。ただし、住居系地域の内外にわたる場合は、住居系地域に区分する。
- 2、中高層建築物等の敷地の位置が、住居系地域の外にあっても、当該中高層建築物等が影響を及ぼす敷地が住居系地域に含まれる場合は、住居系地域に区分する。

別表第2(第2条関係)

地域の区分		建 築 物		
		(あ)	(い)	(う)
(1) 住居系地域	第一種低層住居専用地域	次に掲げる建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場 ホテル、旅館、物品販売業を営む店舗	次に掲げる建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの ぱちんこ屋、ゲームセンター、カラオケボックス、物品販売業を営む店舗、飲食店、自動車修理工場	左欄の(あ)、(い)に掲げる以外の建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1500平方メートルを超えるもの及び畜舎、家きん舎又は犬舎で50平方メートルを超えるもの
	第二種低層住居専用地域			
	第一種中高層住居専用地域			
	第二種中高層住居専用地域			
	第一種住居地域			
	第二種住居地域			
	準住居地域			
(2) 商工系地域	近隣商業地域	次に掲げる建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場 ホテル、旅館、物品販売業を営む店舗	次に掲げる建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの ぱちんこ屋、ゲームセンター、カラオケボックス、物品販売業を営む店舗、飲食店、自動車修理工場	
	商業地域			
	準工業地域			
	工業地域			
(3) 地その他の	用途地域の指定のない区域	次に掲げる建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場 ホテル、旅館、物品販売業を営む店舗	次に掲げる建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの ぱちんこ屋、ゲームセンター、カラオケボックス、物品販売業を営む店舗、飲食店、自動車修理工場	

備考

1、地域の区分

- (1) 地域の区分は、建築物の敷地の属する地域及び区域とし、敷地の位置が複数の地域にわたるときは、当該敷地面積が最も多く属する地域に区分する。ただし、住居系地域の内外にわたる場合は、住居系地域に区分する。
- (2) 中高層建築物等の敷地の位置が、住居系地域の外にあっても、当該中高層建築物等が影響を及ぼす敷地が住居系地域に含まれる場合は、住居系地域に区分する。

2、建築物(あ)欄中の「集会場」とは、結婚式場・葬祭場その他これらに類する用途に供するものを含む。

3、建築物(い)欄中の「物品販売業を営む店舗」とは、物品販売業を営む店舗のうち、午前零時以後も通常の営業を営むものをいう。

4、建築物(い)欄中の「飲食店」とは、飲食店のうち、午前零時以後も通常の営業を営むものをいう。